表が義務付けられている財政

全化に関する法律」により公

地方公共団体の財政の健

健全化判断比率(実質赤字比

連結実質赤字比率、実質

将来負担比率)

でも早期健全化基準を超えた 健全化判断比率のうち一つ 営健 全化 基準 を策定し、

議会の議決を経て

7706

財政再生基準および 早期健全化基準、 場合には「財政健全化計画」

(数値なし)」となっています

資金不足比率

区 分	資金不足比率
東久留米市比率	_ (_)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

を示すものであり、 いため、資金不足比率は一一 市は下水道事業特別会計が対 模に対してどの程度あるのか ことの資金不足額が事業の規 22年度は、資金不足額がな 東久留米

※()は中午及の奴他。 単位%					
区分	資金不足比率				
東久留米市比率	_ (-)				
経営健全化基準	20.0 (20.0)				

総務大臣に報告しなければな 住民に公表し、都知事経由で

を経た上で住民に公表し、都 超えた場合には「経営健全化 知事に報告する必要がありま 計画」を策定し、

資金不足比率は、公営企業 不 足 比 率

模(※)が増加したこと、地 前年度より改善しています。 紅となり、21年度に引き続き

割合を示す指標です。 負債の標準財政規模に対する 等が将来負担すべき実質的な (4) 将来負担比率 将来負担比率は、一般会計

告する必要があります。 は民に公表および 都知事に報 また、財政再生基準を超え

に場合には「財政再生計画」

資金不足比率についても、 議会の議決

その比率が経営健全化基準を

詳しくは財政課 470

東久留米市 財政健全化判断比率 などを公表します

切な財政運営に努めていきま

)は昨年度の数値。

改善されるよう、引き続き適

将来負担比率

23年度決算に基づく指標も

などが挙げられます。

7債残高が減少していること

(1) 実質赤字比率

実質公債費比率

なし)」と表記されます。 規模に対する一般会計等の実 黒字となる場合は「一(数値 す。このため、実質収支額が 質赤字額の割合を示すもので (2) 連結実質赤字比率 実質赤字比率は、標準財政

は「一(数値なし)」と表記さ この合計額が黒字となる場合 占める割合を示すものです。 字額の合計が標準財政規模に 会計および特別会計の実質赤 連結実質赤字比率は、一般

および資金不足比率について、

22年度決算に基づく指標を公

健全化判断比率 区分

全てにかかる償還額の標準財

務負担行為など実質的な債務

「かくるめ

果は実質赤字比率、連結実質

22年度決算に基づく算定結

利償還金、公債費に準ずる債

実質公債費比率は地方債元

(3) 実質公債費比率

実質赤字比率

財政健全化判断比率

を下回る結果となっています。

ので、過去3カ年平均の数値 政規模に対する割合を示すも

また、実質公債費比率は4・

し)」となり、早期健全化基準 赤字比率が共に 一一(数値な

※標準財政規模=地方自治

付税、臨時財政対策債などが を示す指標で、市税、普通交 体の標準的な一般財源の規模

を策定し、議会の議決を経て 配慮した自治体ごとの今後10 水道プラン」(以下 |下水道プ 的な計画|東久留米市公共下 た公共下水道事業の中・長期 向性を考慮しつつ、市の下水 どを示す「下水道ビジョン」 ラン」)を作成しました。 の策定を求めています。市で 道事業が抱える課題に対応し 国や都の下水道事業の方 国は地域特性などに

水道未接続世 取 b み

下水道未接続世帯から流れ出 る雑排水は、直接川へ流れ込 がいまだあるのが現状です。 下水道へ接続していない世帯 100粁となっていますが、 市の汚水処理人口普及率は るに至った豊かな水環境の保 水・清流保全都市宣言」をす して知られ、23年6月に「湧 また、本市が湧水のまちと

39.7 東久留米市比率 (5.3)(58.3)12.40 17.40 25.0 350.0 早期健全化基準 (12.44)(17.44)(25.0)(350.0)35.0 20.0 35.0 財政再生基準 (40.0)(35.0)の下水道事業の概要とその財 地震対策などの事業を、将来 からの下水道事業について説 政状況、問題点をお話ししま 実施するために、中・長期視 に向けて計画的かつ効率的に した。今回は市が進めるこれ 洪水対策および下水道施設の する道路冠水の解消を目指す が約38**** あります。この古 くなった下水道管の再構築 今後の下水道事業の考え方 (※1) と集中豪雨時に発生 前号までは、これまでの市 市の下水道管は古いもので

約40年経過するもの

連結実質赤字比率

下水道プランについて

10」に示されています。 都下水道事業 経営計画20 流域下水道の事業方針は、22 本市が属する荒川右岸東京

現在、市民の誰もが下水道

きょの破損などが生じた場合、 の老朽化が懸念されます。管 ます。しかし、これまで整備 も充実させていく必要があり 公共サービスとしてこれから 道路陥没や排水機能が停止す クは膨大な量であり、それら 害時にはトイレが使用できな る恐れがあります。さらに災 してきた下水道施設のストッ

日

いずれも水曜

施設を使用できる環境にあり、 活動へ重大な影響を及ぼすこ くなるなど、市民生活・経済

点での考えが重要となります

指した経営が必要とされてい 62紅と大半を占めています の建設に使った地方債(※3) の返済にあたる起債償還費が 今後は、建設した施設を活用

環の再構築」|安全・安心なく

市役所

相談室

商工会館

男女平等

推進

センター

針に沿った事業展開を今後10 の強化」の3つを掲げ、同方 らしの実現」「下水道経営基盤

午前8時半から電話で生活文化課 **☎**470・7777

前日までに東久留米市商工|東久留米市

電話で男女平

前日までに同協会事務局・桑原市役所1階

建築設計事務所**否**476・<u>1515</u> 屋内ひろば

(成美教育文化会館内教育センター)

年間で実施していく考えです

次回は下水道が持っている

予約開始日等

12月1日(木

12月15日(木) 12月2日(金)

12月2日(金)

12月9日(金)

12月16日(金)

12月8日(木)

会**吞**471・7577

11月21日(月) 午前9時から

12月5日(月) 等推進センタ

11月18日(金) 2472・0061

中央相談室**☎**473 · 3667

滝山相談室**☎**475 · 8909

(西中学校隣)

これからの下水道の役割

ついて紹介する予定です。 貿源や最新の技術開発などに (※1) 再構築=老朽化また

充てるため、下水道管理者が 条例に基づき使用者から徴収 道の維持管理費などの経費に ること たな要請にも応えられるよう 機能向上を含め改築、更新す は陳腐化した施設を時代の新 (※2)下水道使用料=下水

談

弁護士

司法書士

税理士

人権擁護委員

行政書士

市商工会

経営指導員

女性

カウンセラー

女性弁護士

東久留米

建築設計協会

教育相談員

|社会保険労務士|12月22日(木)

体が資金調達のために借り入 われるものをいう 償還が一会計年度を越えて行 れることによる債務で、その 詳しくは施設管理課下水道 (※3) 地方債=地方公共団

《事前に電話でご予約を》

21日・28日

人権身の上相談 21日(水)午後1時から

交通事故相談28日(水)午後1時か 相続・遺言・成年 後見等手続相談 14日 (水) 午前10時から

平日の

女性弁護士によ2日(金)午前9時半~

談開庁日

14日(水)

る 法 律 相 談 午後零時半

年金・労災・雇用保

険·人事管理等相談

経 営 相 談

女性の悩みごと

耐 震 相 談

|教育相談室

子 相

談 14日(水)午後1時から

28日(水)午前10時から

午前10時~午後4時

談 19日·26日 半~ 4 時半

午後2時~5時

火曜~土曜日 午前10時~

月曜~金曜日|※電話相談も可

午後5時

5日・12日 いずれも月曜

日午後1時

計画係☎470・7758へ

シリーズ〜第3回 果久留米市の下水道につい

辺環境を維持するために、接 まちの象徴にもなっている水 します。 続率100 籿 を目指した取 市民に潤いと安らぎを与え

り組みを継続して進めていき 下水道経営の現状

を圧迫し、結果的には市民生 活に影響することとなります からの繰入金の増加は他事業 金となっています。一般会計 不足分は一般会計からの繰入 おける収入は、下水道使用料 (※2) 収入が大半を占め、 支出については、これまで 市の下水道事業(汚水)に 者が取り組むべき姿について 保全に貢献することなどを踏 と水と緑をつなぐ下水道〟と と基本方針を次の通りとしま 下水道プランの中で基本理念 まえ、これからの下水道事業 した。基本理念は〝快適生活 し、基本方針は「健全な水循 このような豊かな水環境の

全にも、 下水道が今後に取 下水道は貢献してい 向



むため、川全体に影響を及ぼ

「湧水・清流保全都市宣言」発表を行う馬場市長

相



《直接会場へと	//		
相談名	相談日時	相談員	会 場
知的障害者相談	14日(水)午前10時~正午	知的障害者相談員	市役所1階
身体障害者相談	9日(金)午前10時~正午	身体障害者相談員	相談室
心身障害者(児) 相 談	平日の午前9時~午後5時 ※電話相談も可 ☎ 477·2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
職業相談	開庁日の 午前9時~午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所1階 ワークコーナー
住宅増改築相談	1 O D (+-)	市住宅増改築等斡旋 事業登録団体協議会	市役所1階 屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時~午後4時 ※電話相談も可 否 473·4505		生活文化課 (市役所2階)

- 1		U & 9	//			
妊	婦	訪	問	訪問希望の方は健康課保健	助産師・保健師	ブ白字
赤	ちゃ	ん訪	問	サービス係番477・0022	助座師 床庭師	し、日七

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも 相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。 ※東京都でも、**交通事故相談☎**03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・ 4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

|母子自立支援員||子育て支援課☎470・7736 ◆東久留米市の行政相談…篠宮松美氏(南町、☎465・1839) ▽岡部佳子氏(幸町、☎474・0379) ▽内田國夫氏(弥生、☎462・7265)